

「岩手県犯罪被害者等支援指針」

令和4年3月改定

岩 手 県

目次

I 指針の趣旨	・・・ 1
II 指針の性格	・・・ 3
III 犯罪被害者等の現状	・・・ 4
1 県内における犯罪の現状	・・・ 4
2 犯罪被害者等の置かれている現状	・・・ 7
3 岩手県におけるこれまでの取組状況と支援の必要性	・・・ 7
IV 基本目標	・・・ 8
V 重点課題	・・・ 8
VI 重点課題に係る具体的施策	・・・ 10
第1 損害回復・経済的支援等への取組	・・・ 10
1 損害賠償請求等に関する周知	・・・ 10
(1) 日本司法支援センターとの連携と県民への周知	
(2) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	
(3) 保険金支払の適正化等の周知	
(4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	
2 給付金制度等の充実	・・・ 11
(1) 犯罪被害給付制度の運用	
(2) 性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減	
(3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等	
(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	
3 居住の安定	・・・ 12
(1) 公営住宅の優先入居等	
(2) 被害直後の支援及び中期的な居住場所の確保	
4 雇用の安定	・・・ 13
(1) 事業主等の理解の増進	
(2) 労働相談及び個別労働関係紛争に係るあっせん	
(3) 雇用環境の改善に係るセミナー等の開催	
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	・・・ 14
1 保健医療サービス・福祉サービスの充実等	・・・ 14
(1) PTSD及び思春期精神保健対策に係る専門職の養成	

- (2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供
- (3) 医療現場における自立支援医療制度の周知
- (4) 心の健康相談の実施
- (5) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供
- (6) 交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等
- (7) 高次脳機能障がい者への支援の充実
- (8) 被害少年等のための関係機関の相談体制の充実
- (9) 里親制度の充実
- (10) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等
- (11) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実
- (12) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
- (13) 被害少年等の精神的被害からの回復に向けた継続的支援の推進
- (14) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実
- (15) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の強化
- (16) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実
- (17) 性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供
- (18) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

2 再被害防止等の安全確保の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- (1) 加害者に関する情報提供の適正な運用
- (2) 再被害防止措置の推進
- (3) 警察における保護対策の推進
- (4) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実強化
- (5) 犯罪被害者等に関する情報の保護
- (6) 一時保護場所の環境改善等
- (7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等
- (8) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施
- (9) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇
- (10) 再被害防止のための安全確保方策の検討

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- (1) 職員等に対する研修の充実等
- (2) 女性警察官の配置等
- (3) 被害児童からの事情聴取における配慮
- (4) 犯罪被害者等の相談への配慮

第3 刑事手続への関与拡充への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等・・・・・・・・・・ 21

- (1) 迅速・確実な被害の届出の受理
- (2) 医療機関に対する性犯罪被害者来院の際の警察への届出の促進
- (3) 刑事手続等に関する情報提供の充実

- (4) 検視及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等
- (5) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進
- (6) 捜査に関する適切な情報提供等
- (7) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

第4 支援等のための体制整備への取組 22

1 関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実 22

- (1) 総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知
- (2) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の強化
- (3) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実
- (4) 性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供
- (5) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実
- (6) DV被害者等の支援に係る取組の充実
- (7) コーディネーター等民間支援員の養成への支援
- (8) 関係機関・団体等との連携強化及び情報提供の充実
- (9) 被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進
- (10) 警察における相談体制の充実等
- (11) 被害少年等が相談しやすい環境の整備
- (12) 「指定被害者支援要員制度」の活用
- (13) 交通事故相談活動の推進
- (14) DV被害者等相談機関の相談員に対する研修の充実
- (15) ストーカー事案などへの適切な対応
- (16) 人権相談窓口の周知
- (17) 地域包括支援センター等による支援
- (18) 子ども・若者育成支援についての計画に関する周知
- (19) 学校内における連携及び相談体制の充実
- (20) 教育委員会と関係機関・団体等の連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実
- (21) 犯罪被害者等支援機関の連携及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進
- (22) 犯罪被害者等の児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進
- (23) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実
- (24) 相談対応における情報提供
- (25) 警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨
- (26) 「被害者の手引」の内容の充実等
- (27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知
- (28) 性犯罪・性暴力被害者による情報入手の利便性の向上

- (29) 日本司法支援センターとの連携と県民への周知
- (30) 自助グループの紹介等
- (31) 犯罪被害者等支援施策のホームページの充実
- (32) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援

2 支援に携わる者の研修体制の充実と人材の養成 28

- (1) 犯罪被害者等支援に携わる職員等に対する研修の充実
- (2) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能習得
- (3) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実
- (4) 職員等に対する研修の充実等
- (5) コーディネーター等民間支援員の養成への支援
- (6) 学校内における連携及び相談体制の充実

3 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携 29

- (1) 民間の犯罪被害者等支援団体への支援の充実
- (2) 民間の犯罪被害者等支援団体の活動への支援及び広報等
- (3) 特定非営利活動促進法の適切な運用と犯罪被害者等への情報提供
- (4) 民間の犯罪被害者等支援団体との連携・協力の強化
- (5) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 30

1 県民理解増進のための広報等の取組の推進 30

- (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
- (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
- (3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実
- (4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組
- (5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進
- (6) 家庭教育支援の充実
- (7) 中学生・高校生等を対象とした講演会の実施
- (8) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報啓発事業の実施
- (9) 県民に対する効果的な広報啓発活動の実施
- (10) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
- (11) DV被害者等支援のための情報提供
- (12) 若年層に対する広報・啓発活動
- (13) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施
- (14) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施
- (15) 犯罪被害者等に関する情報の保護
- (16) 犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施
- (17) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進
- (18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【参考資料】

- ・分野ごと関係部局・関連相談窓口・関係機関等一覧・・・・・・・・・・ 35
- ・各市町村の犯罪被害者支援窓口一覧・・・・・・・・・・ 36

岩手県犯罪被害者等支援指針

I 指針の趣旨

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民すべての願いであり、「いわて県民計画（2019～2028）」においても、事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めることとしています。

しかし、様々な犯罪は後を絶たず、県民の誰もが犯罪に巻き込まれる可能性がある中で、犯罪等¹の被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」²という。）は、直接的な被害だけではなく、心身の不調や周囲の無理解な言動等による「二次被害」にも苦しめられています。

犯罪被害者等の心身の負担軽減及びその健康の早期回復のため、必要な支援を途切れなく行うとともに、県民の理解を深め、犯罪被害者等が安全・安心して生活を営むことができるよう、地域社会全体できめ細かな支援をしていくことが重要です。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を制定し、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等基本計画（以下「国の基本計画」という。）が策定されています。

これを踏まえ、県においては、平成19年4月に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（平成19年岩手県条例第8号）を施行し、県民、事業者及び市町村と連携して安全で安心なまちづくりや犯罪被害者等の支援に取り組むこととしたほか、犯罪被害者等のセーフティネットとして、犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える社会づくりの取組を総合的・体系的に推進するため「岩手県犯罪被害者等支援指針」（以下「指針」という。）を平成20年に策定するとともに、平成28年に改定したところです。

前回の指針改定後、国では性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、全国の都道府県にワンストップ支援センターを設置することを求めたことから、本県においても「はまなすサポートセンター」³を平成29年に設置するなど、犯罪被害者を取り巻く環境の変化があったことや、令和3年3月に国の第4次基本計画（次ページ図参照）の策定等があったことから、今回これを踏まえ改定することとし、施策の着実な実行に取り組むこととしました。

1 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。（犯罪被害者等基本法第2条第1項）

「犯罪」とは、殺人、強盗、性犯罪等の故意犯のほか、過失致死傷罪のような過失犯や交通事故によるものをいう。「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、保護責任者遺棄罪に当たらないネグレクトなどの児童虐待、配偶者等の暴力事案（DV：ドメスティックバイオレンス）、ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するつきまとい等を含む。

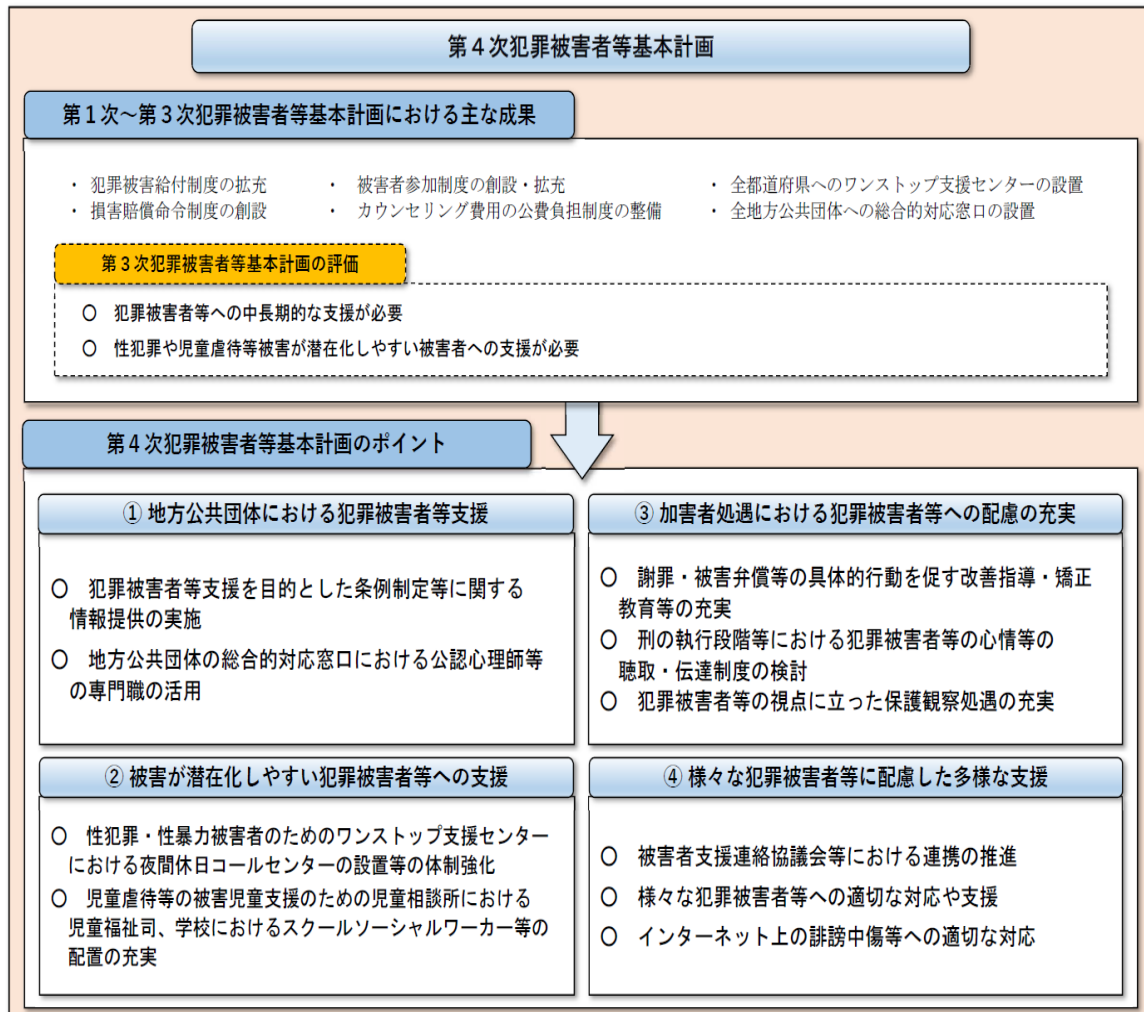
2 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。（犯罪被害者等基本法第2条第2項）

3 はまなすサポートセンター

性犯罪・性暴力被害者に、関係機関・団体等と連携し被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）をワンストップで提供するための中核機関。県が（公社）いわて被害者支援センターに運営を委託し設置。被害者が希望する支援の連絡調整（コーディネート）を行うほか、面接相談や直接支援などを行う。

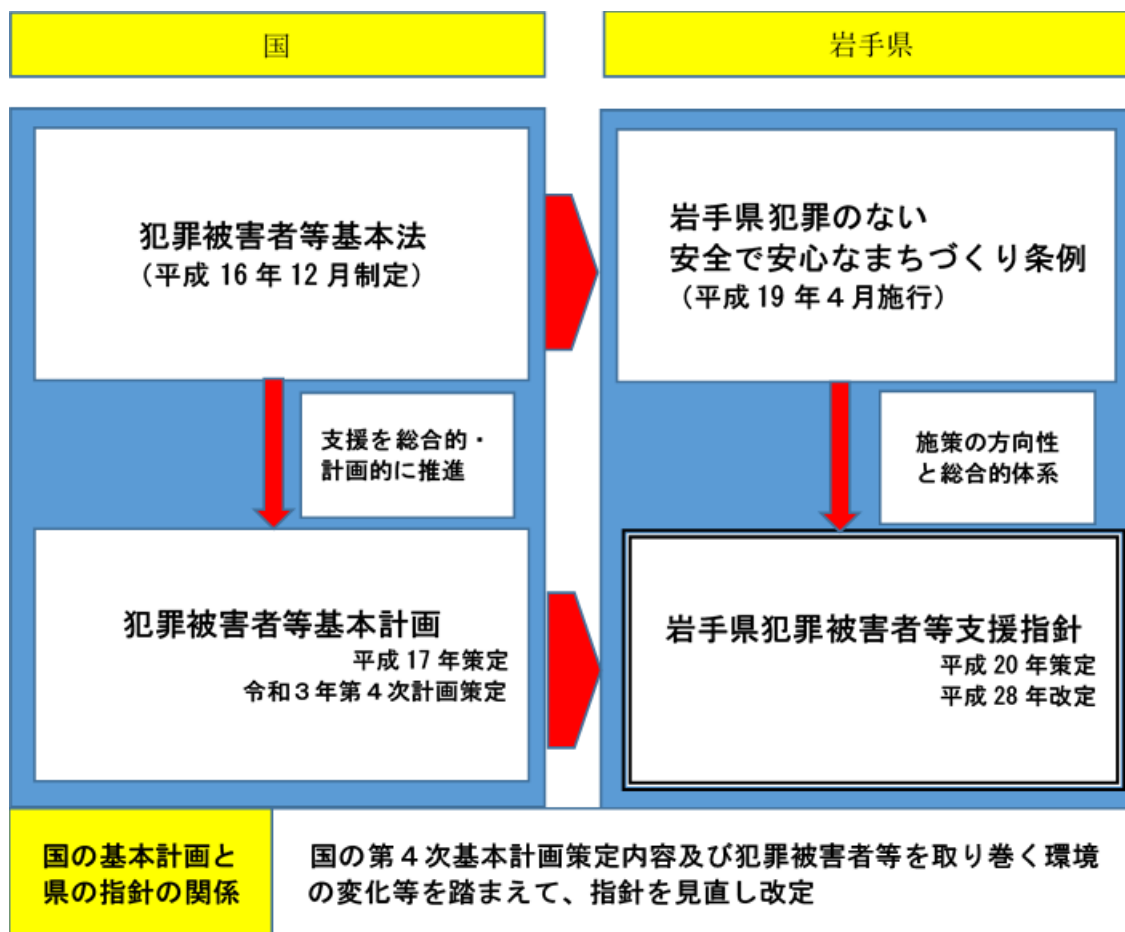
【国の第4次犯罪被害者等基本計画策定の内容】



II 指針の性格

この指針は、犯罪被害者等基本法第5条⁴及び岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第15条第1項⁵の規定に基づき、岩手県として犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や適切な支援を実行するため施策の方向性と総合的な体系を示すとともに、広く県民に犯罪被害者等を地域社会で支えていく気運を高めることを目的とします。

なお、指針による施策については、国の基本計画に基づく施策の進捗状況及び犯罪被害者等を取り巻く環境の変化などに応じて、必要な見直しを行うものとします。



⁴ 犯罪被害者等基本法第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

⁵ 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第15条第1項（犯罪被害者等に対する支援）

県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が平穏な生活を営むことができるよう、国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行なう団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

Ⅲ 犯罪被害者等の現状

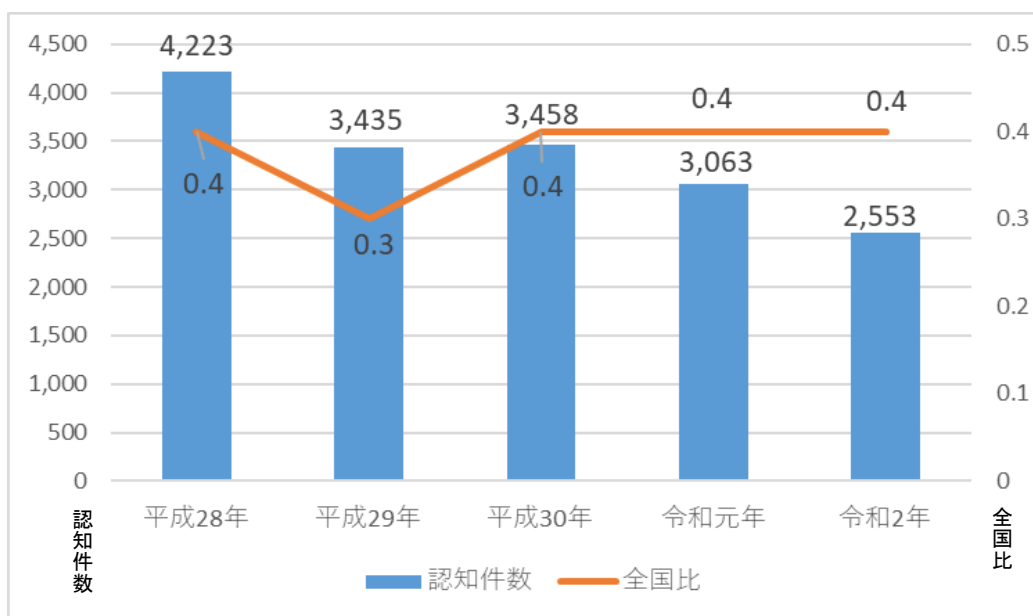
1 県内における犯罪の状況

岩手県は、刑法犯認知件数が全国と同様に減少して(図1)、戦後最少を更新しており、犯罪の少ない環境にありますが、依然として特殊詐欺事案の発生が見られます(表1)。

また、交通事故発生件数、死者数は全国同様、減少傾向にありますが(図2)、交通事故死者に占める高齢者の割合及び第一当事者になる割合が高い状況が見られ、今もなお、交通事故によって尊い命が失われており、極めて憂慮すべき状況となっています。

そのほか、DV 及び児童虐待の相談は後を絶たず(図3、図4)、さらに性犯罪・性暴力被害の相談件数は年々増加しており(表2)、国と一体的に相談体制の強化を図っていく必要があります、これまで以上に多様な団体・関係者との理解と協力を結集し、被害者支援に取り組まなければなりません。

図1 岩手県の刑法犯認知件数



[資料] 警察庁・岩手県警察本部調べ

※ 刑法犯認知件数は、殺人、強盗、窃盗など刑法の刑罰法令に規定する犯罪を警察で認知した件数である。(交通事故を除く)

全国比：全国の認知件数等を単位1とした場合の岩手県の認知件数等の割合。

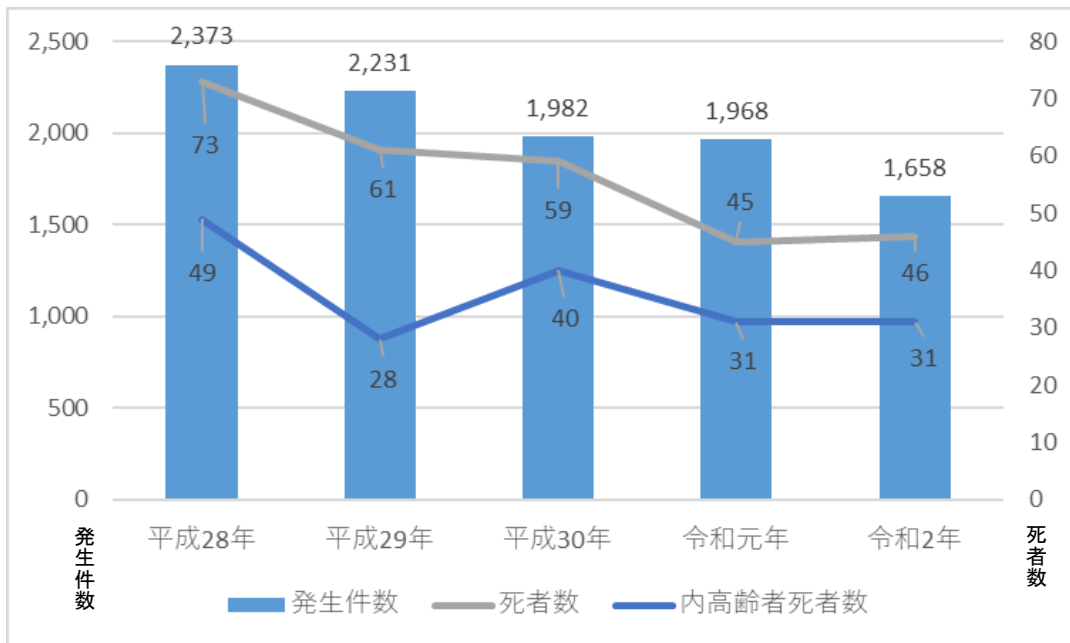
以下図3、4も同じ。

表 1 岩手県の主な重要犯罪等の認知件数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
殺 人	7	9	5	10	5	
強 盗	4	3	3	5	4	
窃 盗	2,927	2,359	2,464	2,151	1,730	
うち	重要窃盗 ⁶	394	307	349	273	236
	住宅対象侵入窃盗	151	131	148	77	86
暴 行	90	92	86	93	96	
傷 害	125	91	97	100	81	
脅 迫	12	15	14	20	22	
強 制 性 交 等	3	4	7	6	12	
強 制 わ い せ つ	33	24	25	31	18	
特 殊 詐 欺 ⁷	110	72	24	55	54	

[資料] 警察庁・岩手県警察本部調べ

図 2 岩手県の交通事故発生状況



[資料] 警察庁・岩手県警察本部調べ

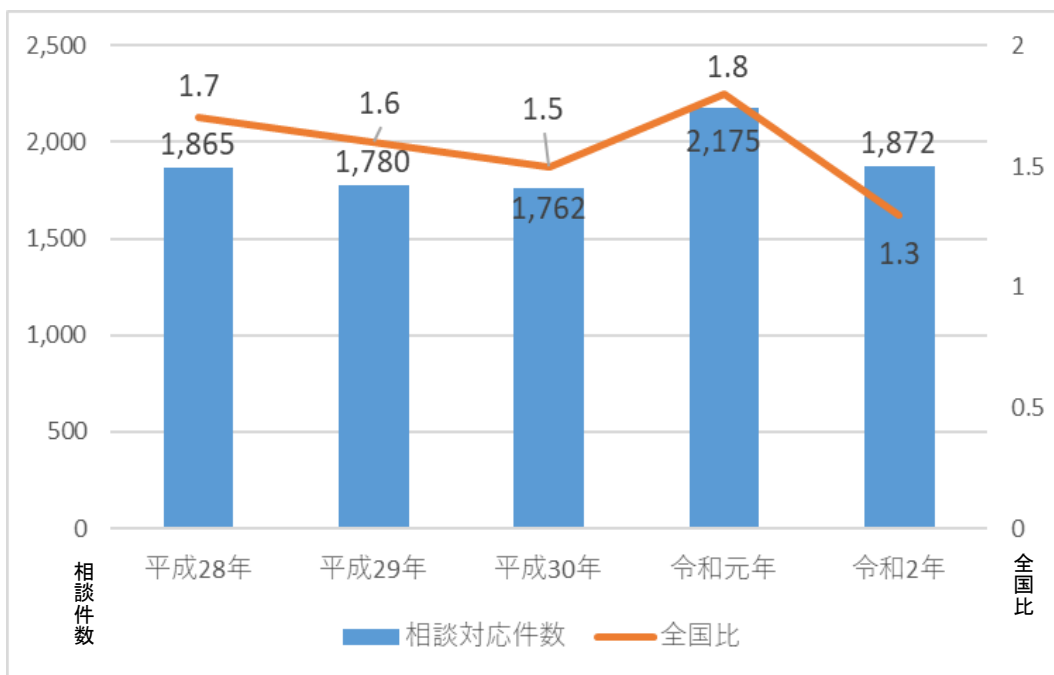
6 重要窃盗

窃盗の中で強盗等の重大な犯罪に発展するおそれのある「侵入盗」「自動車盗」「ひったくり」「すり」の4手口。

7 特殊詐欺

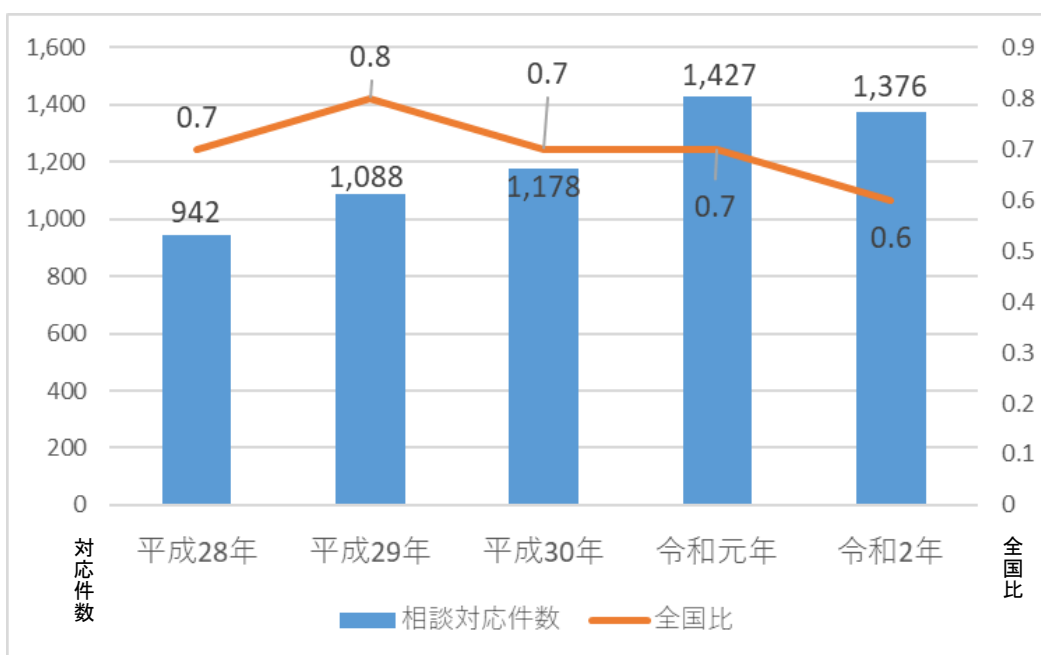
振り込み詐欺、還付金詐欺といった被害者と対面することなく信頼させ、不特定多数の被害者から現金や電子マネー等を騙し取る手口の詐欺。10手口に分類される。

図3 岩手県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



[資料] 内閣府・子ども子育て支援室調べ

図4 岩手県の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



[資料] 福祉行政報告例、子ども子育て支援室調べ

表2 はまなすサポートセンターにおける相談対応件数

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
電 話	57	185	174	169
面 接	16	54	32	28
メール	6	46	114	194
その他	0	18	8	27
合 計	79	303	328	418

※はまなすサポートセンターによる相談受付開始：平成 29 年 10 月 1 日

(公社) いわて被害者支援センター内に設置

2 犯罪被害者等の置かれている現状

犯罪被害者等は、かけがえのない生命や健康、財産を奪われるといった被害に加え、精神的被害を負い、時には周囲からの配慮に欠けた対応による精神的被害（二次被害）を受けたり、名誉感情を傷つけられることもあります。さらには、偏見や好奇の目にさらされ、生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくありません。時間や費用、労力の負担、経済的な損失など、副次的な被害についても深刻な問題となっています。

また、性犯罪・性暴力被害の場合、加害者との関係性や羞恥心等から被害申告や相談をためらうなど、被害が潜在化しやすく、また若年層が被害者となりやすい傾向にあり、より深刻となっています。

誰もが犯罪被害者等になり得る中であって、犯罪被害者等が再び安全・安心な暮らしを取り戻せるように配慮していくことについて社会全体で考えていくべきものであり、犯罪被害者等が受ける被害の実情や支援についての県民理解の醸成に継続して取り組む必要があります。

3 岩手県におけるこれまでの取組状況と支援の必要性

犯罪被害者等に対しては、自ら気づいていない問題の掘り起こしを図りながら、犯罪・事件等の内容や被害者等の状況に応じ、司法、行政、医療、福祉、教育等関係する機関・団体等が連携して支援を行う必要があります。

県としては、これまで指針に基づき、関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の心身の回復を図るための相談支援対応や、関係機関の情報共有と資質向上のための研修会などを実施するとともに、犯罪被害者等支援ハンドブック等を活用した相談窓口・支援内容の周知や、犯罪被害者等への支援について県民理解を深めるため、各種広報媒体による普及啓発活動を実施しています。

また、犯罪被害者等早期援助団体⁸に指定された「公益社団法人いわて被害者支援センター」⁹との連携強化を図ってきました。

犯罪被害者等が抱える様々な問題について、どの部局・機関を起点としても必要な支援や情報提供を途切れることなく受けることができるよう、県全体としてきめ細かな支援に一層取り組むとともに、社会的関心が高まるよう、県民理解のための広報啓発活動を更に充実させていかなければなりません。

IV 基本目標

- 1 犯罪被害者等が、個人の尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇がなされること。
- 2 犯罪被害の状況や原因、犯罪被害者等の置かれている状況やその他の事情に応じて、関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等のための施策が適切に講じられ、犯罪被害者等が必要とする支援等を途切れなく受けることができること。

V 重点課題

犯罪被害者等基本法に示された犯罪被害者支援に係る地方公共団体の責務を踏まえて、5つの重点課題を設定し、各種施策を総合的、体系的に推進します。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償請求等に関する周知
- 2 給付金制度等の充実
- 3 居住の安定
- 4 雇用の安定

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 1 保健医療サービス・福祉サービスの充実等
- 2 再被害防止等の安全確保の充実

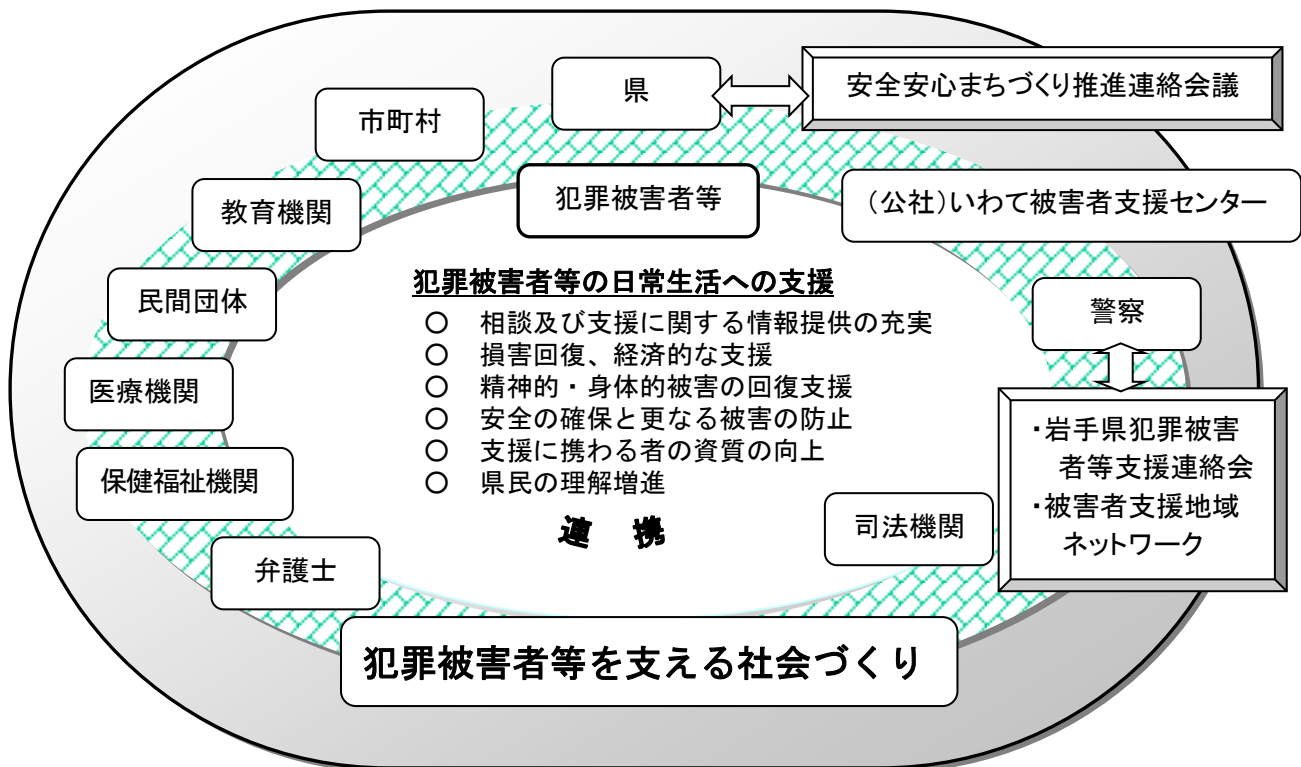
⁸ 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づき、犯罪被害者等に関する相談や広報・啓発活動等の事業を適正かつ確実に行うことができる非営利の法人で、都道府県公安委員会が指定した団体。警察署長等は、被害者等の同意を得て、被害者等の氏名や犯罪概要等に関する情報を指定団体に提供することができ、指定団体は、早い段階から被害者等に接し、回復に必要な各種支援を行うことができる。

⁹ 公益社団法人いわて被害者支援センター

犯罪及び交通事故の被害者並びにその家族又は遺族の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって、被害者等が再び安全・安心して生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された公益法人。相談対応、直接的支援、支援員の養成、自助活動支援、広報啓発活動を事業としている。

- 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等
- 第3 刑事手続への関与拡充への取組
 - 1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等
- 第4 支援等のための体制整備への取組
 - 1 関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実
 - 2 支援に携わる者の研修体制の充実と人材の養成
 - 3 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携
- 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
 - 1 県民理解増進のための広報等の取組の推進



VI 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償請求等に関する周知

犯罪被害者等の多くは、損害賠償請求により加害者と対峙することは、更なる精神的負担を強いられることとなります。

また、訴訟となった場合には経済的負担なども必要となり、多くの困難に直面します。このため、犯罪被害等に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるよう、各種経済的支援制度について周知を図り、損害回復を支援する必要があります。

《具体的施策》

(1) 日本司法支援センターとの連携と県民への周知

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。【復興防災部、警察本部】（再掲 P28(29)）

(2) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。【復興防災部、警察本部】（再掲 P27(27)）

(3) 保険金支払の適正化等の周知

- ア 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。【環境生活部】
- イ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。【環境生活部】

(4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪の被害者については、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターや岩手県民事介入暴力対策研究会とも連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。【警察本部】

2 給付金制度等の充実

損害を被った犯罪被害者等は、自ら加害者に損害賠償請求を行っても十分な回復を期待できないことがあります。

犯罪被害者等は、犯罪等に遭った時点で受ける損害だけでなく、収入の途絶や長期の療養のための費用負担などによる経済的影響を受け、それによる精神的・身体的被害の回復にも影響が及ぶことから、経済的支援を行うとともに、制度の更なる周知を図る必要があります。

《具体的施策》

(1) 犯罪被害給付制度の運用

仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等を徹底し、犯罪被害者等給付金¹⁰の早期支給に努めます。【警察本部】

(2) 性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減

性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費について、被害者の経済的負担の軽減が図られるよう努めるとともに、性犯罪・性暴力被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度又は県の医療費公費負担の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めます。【復興防災部、警察本部】

(3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等

公認心理師及び臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの効果的な運用を図ります。また、精神科受診を含めたカウンセリング費用の公費負担制度を適切に運用するほか、同制度の周知に努めます。【復興防災部、警察本部】

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害者の遺体検案書料及び司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担により、経済的負担の軽減を図ります。【警察本部】

¹⁰ 犯罪被害者等給付金

犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重傷病を負い又は障がいが残った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとする制度。犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に規定する、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金をいう。申請先は申請者の住居地を管轄する警察署又は警察本部。

3 居住の安定

犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことにより居住が困難な場合や、まだ逮捕されていない加害者に自宅を知られている場合、また、配偶者等からの暴力により自宅以外に居住場所を確保する必要があるなど様々な要因により引越しを余儀なくされる状況が少なくありません。

新たな居住先の速やかな確保は、経済的、精神的なショックなどにより困難な状況にあることから、犯罪被害者等に対し、一時的、あるいは中長期的な住宅の確保を支援する必要があります。

《具体的施策》

(1) 公営住宅の優先入居等

ア 犯罪被害者等が県営住宅への入居を希望する場合、優先的に取り扱うとともに、募集案内等により、情報提供に努めます。【県土整備部】

イ 犯罪被害者等の公営住宅の入居に関して、地方公共団体が緊密に連携することについて、会議等の場を活用して周知します。【県土整備部】

ウ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、岩手県居住支援協議会において、住宅セーフティネット制度を周知するとともに、居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。【県土整備部】

(2) 被害直後の支援及び中期的な居住場所の確保

ア 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。【保健福祉部】（再掲 P18(6)）

イ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。【復興防災部、保健福祉部】

ウ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。【復興防災部、保健福祉部】

エ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】

オ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。【警察本部】

カ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関と連携しながら情報提供を行います。【復興防災部】

4 雇用の安定

犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う後遺症等による精神的安定の喪失や治療のための通院、裁判への出廷等のための休暇取得を余儀なくされるなど、犯罪等が犯罪被害者等の職業生活に影響を及ぼす場合があり、解雇や自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。

このため、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について事業主等の理解を求めるとともに、犯罪被害者等の雇用の安定を図る必要があります。

《具体的施策》

(1) 事業主等の理解の増進

ア 事業主等に対し、労働者の均等な取扱や適正な労働条件等について、厚生労働省が作成しているリーフレットなどを活用し、事業主が属する関係団体等を通じ周知啓発に努めます。【商工労働観光部】

イ 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業¹¹や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。【商工労働観光部】

ウ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。【商工労働観光部】

(2) 労働相談及び個別労働関係紛争に係るあっせん

犯罪被害者等が抱える労働問題について、広域振興局等において相談対応するとともに、当事者間の話し合いにより解決されない場合は、関係機関の個別労働関係紛争解決制度¹²の紹介を行います。【商工労働観光部】

(3) 雇用環境の改善に係るセミナー等の開催

県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等を通じ、犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり等に係る普及啓発を図ります。【商工労働観光部】

¹¹ トライアル雇用事業

企業と労働者相互の理解を深め、常用雇用への移行等を目的として事業主に試行雇用奨励金を支給する事業。

¹² 個別労働関係紛争解決制度

労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争を円満に解決するため、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)に基づいて、都道府県労働局において、無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供し、助言・指導したり、都道府県ごとにおかれた学識経験者からなる紛争調停委員会によるあっせんを行うなど、紛争当事者間の調整を行う制度。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス・福祉サービスの充実等

身体に被害を受けた犯罪被害者等の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症による看護や介護が必要になる人もいます。

また、身体的被害がない場合であっても、精神的被害を受け、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病などを発症する場合があります。

特に性犯罪・性暴力被害は心身に大きなダメージを受けることから、被害直後から適切な支援に繋げることが重要です。

犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後から迅速かつ適切な保健医療、福祉サービスの提供を図る必要があります。

《具体的施策》

(1) PTSD及び思春期精神保健対策に係る専門職の養成

国が行う「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」や「思春期精神保健対策専門研修会」等に、保健所、精神保健福祉センターの専門職員を派遣するほか、児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施等により、担当者の資質の向上に努めます。

【保健福祉部】

(2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

PTSD等に対応できる医療機関について、いわて医療ネットなどにより引き続き情報提供します。【保健福祉部】

(3) 医療現場における自立支援医療制度の周知

PTSD等の治療に係る自立支援医療制度（精神病院医療制度）について、精神科病院及び診療所に対し改めて周知するほか、県ホームページにおいて引き続き周知します。【保健福祉部】

(4) 心の健康相談の実施

精神保健福祉センター及び保健所において心の健康相談などを実施します。【保健福祉部】

(5) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

市町村、各地域の医師会、医療機関及び消防機関との連携により、初期、二次、三次救急医療体制の整備充実を図るとともに、メディカルコントロール体制¹³の充実強化に努めます。【復興防災部、保健福祉部】

¹³ メディカルコントロール体制

救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士などが行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保証する体制。

(6) 交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等

独立行政法人自動車事故対策機構が行う自動車事故による被害者の援護のための介護料の支給や、医療施設の設置・運営による重度障がい者への援護事業について周知に努めます。【復興防災部、環境生活部】

(7) 高次脳機能障がい者への支援の充実

地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援の取組を推進し、相談・支援体制の構築を進めます。また、広く県民に対し、正しい理解を深めるための啓発を実施するとともに、保健所や市町村、相談支援事業所をはじめとした保健・福祉・医療関係機関の職員等への啓発と研修による支援技術の向上に努めます。【保健福祉部】

(8) 被害少年等のための関係機関の相談体制の充実

福祉総合相談センター及び児童相談所において、被害少年等からの相談を含む子どもに関する相談に対応するほか、虐待を受けた子ども等に対する自立支援など、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、児童心理司、精神保健福祉相談員、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアに努めます。【保健福祉部】

(9) 里親制度の充実

福祉総合相談センター、児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設と連携し、里親からの養育相談に対応するなど、里親制度の推進と里親への支援を行います。【保健福祉部】

(10) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

福祉総合相談センター及び児童相談所において、休日・夜間における児童虐待通告等の対応を行うほか、治療や医学的判断が必要な児童虐待事案に対応するため、医療機関との連携を図ります。【保健福祉部】

(11) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

「市町村要保護児童対策地域協議会」¹⁴などを通じて、関係機関との連携強化を図ります。【保健福祉部、教育委員会、警察本部】

¹⁴ 市町村要保護児童対策地域協議会

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、地方公共団体が、児童福祉機関、保健医療機関、教育、警察、司法機関、その他関係機関・団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者を構成員として設置する協議会。要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

(12) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、公立小中学校にスクールカウンセラー¹⁵を配置するほか、各学校で教職員対象の校内研修会を開催するなど、心の問題の解決に向けたカウンセリング体制の充実に努めます。【教育委員会】

イ 各学校でスクールカウンセラーを活用した「心のサポート」に係る校内研修会を開催するなど、学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。【教育委員会】

(13) 被害少年等の精神的被害からの回復に向けた継続的支援の推進

被害少年等が精神的被害から回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進します。【警察本部】

(14) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの活用やカウンセリング費用の公費負担制度の運用を効果的に行います。【警察本部】

(15) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の強化

ア 性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）をワンストップで提供するために県が設置した「はまなすサポートセンター」において、性犯罪・性暴力被害者からの相談がつながりやすくなるよう、体制を強化します。【復興防災部、保健福祉部、医療局、警察本部】（再掲 P23(2)ア）

イ 研修会派遣などにより、相談員をはじめとした性犯罪・性暴力犯罪被害者の支援に従事する者の資質向上に努めます。【復興防災部】（再掲 P23(2)イ）

(16) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実

性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」¹⁶の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。【復興防災部、保健福祉部、医

¹⁵ スクールカウンセラー

「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置される、臨床心理士・精神科医などカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を担当する。

¹⁶ はまなすサポート

性犯罪・性暴力被害者に対し、産婦人科及び精神科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等を連携して行う体制。

療局、警察本部】（再掲 P23(3)）

(17) 性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

緊急避妊を必要とする性犯罪・性暴力被害者がその方法等に関する情報を得られるよう、ホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行います。【復興防災部、保健福祉部】（再掲 P23(4)）

(18) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成 17 年 1 月 17 日付け医薬第 1575 号）等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し適切に対応します。【保健福祉部】

2 再被害防止等の安全確保の充実

児童虐待、ストーカー事案やDV（配偶者等による暴力）などの被害者は、再び危害を加えられることに対し恐怖や不安を抱いていることから、再被害の未然防止と安全確保のための対策を講じる必要があります。

《具体的施策》

(1) 加害者に関する情報提供の適正な運用

子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、出所情報に基づいた適切な対策に努めます。【警察本部】

(2) 再被害防止措置の推進

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進します。また、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努めます。【警察本部】

(3) 警察における保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を「保護対象者」として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じて必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。【警察本部】

(4) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実強化

ア DV被害者に精神的ケアなど適切な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間団体等関係機関との連携を図ります。【復興防災部、保健福祉部、警察本部】

イ 学校等関係機関の通報連絡体制や児童虐待防止ネットワークを活用するとともに、必要に応じて児童相談所、保健所及び教育委員会等関係機関により構成される少年サポートチーム¹⁷を編成し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなどして、再被害の防止に努めます。【保健福祉部、教育委員会、警察本部】

(5) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 犯罪被害者等の個人情報適切に管理するとともに、関係機関・団体等に守秘の徹底を図ります。【全部局】

イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。【警察本部】（再掲 P33(15)）

(6) 一時保護場所の環境改善等

福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設の環境改善に努めます。【保健福祉部】（再掲 P12(2)ア）

(7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、児童の保護を視野に入れたDV被害者の保護対策に努めます。【復興防災部、保健福祉部、警察本部】

イ 児童虐待の早期発見に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めます。【保健福祉部、警察本部】

ウ 教職員や市町村担当者、PTA等を対象とする各種研修会等の機会を捉えて、児童虐待の現状、発見時の通告義務の説明を行い、早期発見・早期対応のための取組意識の共有を図ります。【保健福祉部、教育委員会】

エ 家庭教育に関する情報をホームページに掲載するとともに、「子育て電話相談（すこやかダイヤル）」「子育てメール相談（すこやかメール相談）」を実施し、家庭教育支援の充実を図ります。【教育委員会】

オ 児童相談機能と相談対応の充実を図るほか、家庭教育の悩みや不安について、子育て電話相談、ふれあい電話相談などを実施します。【保健福祉部、教育委員会】

¹⁷ 少年サポートチーム

非行や犯罪被害など個々の少年が抱える問題行動に的確な対応を行うため、「少年サポートチーム運用要綱(平成18年4月20日付け、岩少第197号岩手県警察本部長通達)」に基づき、学校、警察、児童相談所の担当者などで編成するチーム。それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。

カ 地域における家庭教育・子育て支援関係者のスキルアップを図る学習機会の提供、ネットワークの構築及び子育てサポーターの活用促進を図ります。【教育委員会】

キ 児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図ります。【保健福祉部】

(8) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

県内で発生した児童虐待死亡事例等の検証を行うとともに、再発防止につなげます。
【保健福祉部】

(9) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じます。

【警察本部】

(10) 再被害防止のための安全確保方策の検討

配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者や交際相手からの暴力被害者への相談対応や必要な情報提供を行います。【保健福祉部、警察本部】

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係機関等からの配慮に欠けた対応により、二次被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、全ての関係機関等において人権に十分配慮した対応を行うことができるよう支援を行う必要があります。

《具体的施策》

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 相談員等が暴力事案による被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。

また、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】

イ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や婦人保護事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。【復興防災部、保健福祉部】

ウ 採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要と

する職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次被害の防止に努めます。【警察本部】

エ 配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行います。【警察本部】

オ 被害児童支援担当者等に対し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図ります。【警察本部】

カ 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員に対する研修会を実施します。

また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。【復興防災部】（再掲 P29(4)）

キ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関係職員による適切な対応の充実に努めます。【復興防災部】

ク 民生委員・児童委員¹⁸が犯罪被害者等に適切に対応できるように、犯罪被害者等に関する理解や守秘義務の遵守等についての研修を実施し、その資質の向上に努めます。【保健福祉部】

(2) 女性警察官の配置等

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図ります。【警察本部】

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の事情聴取に先立って、警察、児童相談所等の関係機関が盛岡地方検察庁と協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進めます。【保健福祉部、警察本部】

¹⁸ 民生委員・児童委員

民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、社会奉仕の精神を持って、住民の生活上の様々な相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを職務として、市町村の区域に配置されている非常勤の地方公務員をいう。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

(4) 犯罪被害者等の相談への配慮

被害者が落ち着いて話ができるための相談室や被害者支援用車両の活用を図り、被害者の心情に配慮します。【警察本部】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等

犯罪被害者等の多くは、被害直後の精神的に混乱する中で、直面している問題を十分に認識できないまま事情聴取等の捜査協力や公判の出廷などに対応せざるを得ない状況にあります。

事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、刑事手続参加に関する制度などの周知を図るとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。

《具体的施策》

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理の経緯を明確にし、所属長まで報告して管理するよう努めます。【警察本部】

(2) 医療機関に対する性犯罪被害者来院の際の警察への届出の促進

医療機関に対して、警察への被害申告前の性犯罪・性暴力被害者が来院した場合、被害者に対し警察への届出を促すよう働きかけを行います。【復興防災部、警察本部】

(3) 刑事手続等に関する情報提供の充実

ア 「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付するとともに、ホームページに刑事手続及び犯罪被害者等の支援のための各種制度に関する情報を掲載します。【警察本部】

イ 外国人犯罪被害者等に配付している外国語版の「被害者の手引」を活用し、適切な情報提供に努めます。【警察本部】

(4) 検視及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に対する遺族の理解を得るため、パンフレットの配布によりその必要性や各種情報等について定期的な情報提供に努めます。【警察本部】

(5) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分

するよう努めます。【警察本部】

(6) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」¹⁹等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図ります。【警察本部】

(7) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

交通事故事件等については、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進します。【警察本部】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実

犯罪被害者等の多くは、被害直後のパニック状態で何をすべきか分からない状態に陥り、関係機関・団体の相談窓口を知ることができずに必要な支援を受けられないなどの不利益を受ける場合があります。

また、性犯罪・性暴力被害者や家庭内の暴力による犯罪被害者等の中には、被害申告や相談をためらい、そのために支援を受けられず困難な状況に陥っている場合があります。

犯罪被害者等が、被害直後から必要な支援を受けられるよう、各種支援制度の情報提供を積極的に行うとともに、適切な相談対応を行う必要があります。

《具体的施策》

(1) 総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知

ア 市町村において、総合的対応窓口の設置により犯罪被害者等支援に取り組んでいけるよう、情報提供や担当者研修を実施するほか、「犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用により、利用できる相談機関、制度を周知するよう要請します。【復興防災部】

イ 県は、総合的対応窓口において、犯罪被害者等からの相談等に応じて、最も適切な専門機関等に取り次ぐとともに、ホームページ等の広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援の情報提供を行うほか、関係機関・団体等との連絡調整を行います。【復興防災部】

¹⁹ 被害者連絡制度

警察において、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯及び交通死亡事故・重傷事故やひき逃げ事件の被害者又はその遺族に対し、一定の期間ごとに捜査状況を、また、犯人が検挙されたときにその氏名、処分・措置状況等を連絡する制度。

(2) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援体制の強化

ア 性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）をワンストップで提供するために県が設置した「はまなすサポートセンター」において、性犯罪等被害者からの相談がつながりやすくなるよう、体制を強化します。【復興防災部】（再掲 P16(15)ア）

イ 研修会派遣などにより、相談員をはじめとした犯罪被害者等の支援に従事する者の資質向上に努めます。【復興防災部】（再掲 P16(15)イ）

(3) 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実

性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。【復興防災部、保健福祉部、医療局、警察本部】（再掲 P16(16)）

(4) 性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

緊急避妊を必要とする性犯罪・性暴力被害者がその方法等に関する情報を得られるよう、ホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行います。【復興防災部、保健福祉部】（再掲 P17(17)）

(5) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

スクールカウンセラー等配置事業などを通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめや不登校の未然防止、必要に応じた速やかな学校、福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

また、24 時間子供 SOS ダイヤルやふれあい電話、はまなすサポートセンター等、学校以外の相談窓口について、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図ります。【教育委員会】

(6) DV被害者等の支援に係る取組の充実

配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、児童相談所等の機関が連携し、ネットワークを活用した被害者の情報収集や早期発見、保護等のほか、各種相談対応による支援を行います。【復興防災部、保健福祉部】

(7) コーディネーター等民間支援員の養成への支援

民間の犯罪被害者等支援の団体が行うボランティア等の研修、研究会等へ講師を派遣し、ボランティア等の育成を支援します。【復興防災部、警察本部】（再掲 P29(5)）

(8) 関係機関・団体等との連携強化及び情報提供の充実

ア 犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等と連携強化を図るとともに、各行政機関、団体等が所掌し実施する施策について積極的な紹介、説明等を行い、情報提供の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】

イ 市町村と県・関係団体等の連携を緊密にし、市町村等における条例制定や被害者支援策の具体化に向けた取組を支援し、実効的な被害者支援の実現に努めます。【復興防災部】

(9) 被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

県警察・警察署レベルで設置している県、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者等支援連絡会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。【復興防災部、警察本部】

(10) 警察における相談体制の充実等

ア 警察安全相談専用電話「#9110 番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、県又は警察署の被害者支援連絡会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮します。【警察本部】

イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。【警察本部】

(11) 被害少年等が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」の電話相談やメール相談等、相談窓口の設置等により、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図ります。【警察本部】

(12) 「指定被害者支援要員制度」²⁰の活用

「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。【警察本部】

(13) 交通事故相談活動の推進

国の実施する交通事故相談員の研修会に職員を派遣し、相談員の資質の向上に努めます。【環境生活部】

(14) DV被害者等相談機関の相談員に対する研修の充実

DV被害者等の相談に適切に対応できるよう配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】

(15) ストーカー事案などへの適切な対応

DVやストーカー行為等の被害者等に関し、当該被害者等の意思を踏まえ、住民基本台帳の閲覧制限等²¹の申請に必要な援助等を行い、安全の確保に努めます。【保健福祉部、警察本部】

(16) 人権相談窓口の周知

法務局と連携し、人権相談窓口（人権擁護委員、専用電話）や救済制度等について、イベントや啓発期間において周知するとともに、犯罪被害者等を含む関連施策に係る人権啓発について広報活動を実施します。【保健福祉部】

(17) 地域包括支援センター等による支援

ア 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上に努めます。【保健福祉部】

イ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、

²⁰ 指定被害者支援要員制度

警察において、社会的反響の大きい殺人事件や性犯罪等、組織的な被害者支援活動が必要であると認められる事件について、指定する職員が発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行うとともに、被害者支援連絡協議会等のネットワークの活用、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間団体等の紹介・引継ぎなどをする制度。

²¹ 住民基本台帳の閲覧制限等

平成18年11月に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、何人でも閲覧を請求できるという従前の制度が廃止された。また、配偶者等からの暴力やストーカー行為の加害者が、被害者の避難先を探索する目的で住民基本台帳の閲覧や住民票の写しを請求した場合、被害者からの事前の要請により、市町村がその請求を拒むことができる制度であり、警察等の相談機関が当該要請を受けた市町村からの照会に応じている。

使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整を行います。

また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。【保健福祉部】

(18) 子ども・若者育成支援についての計画に関する周知

各市町村に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応に関する取組も勘案するよう周知します。【環境生活部、保健福祉部】

(19) 学校内における連携及び相談体制の充実

ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、県内の公立学校にスクールカウンセラーを配置し、また各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。また、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対する心のサポートに係る資質・能力の向上を図ります。【教育委員会】（再掲 P29(6)ア）

イ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。【教育委員会】（再掲 P29(6)イ）

(20) 教育委員会と関係機関・団体等の連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

学校警察連絡協議会により、学校と警察との連携を図るほか、市町村及び県立学校における生徒指導担当者会議での研究協議などを通じて、児童生徒の問題行動に適切に対応するための資質・能力向上を図ります。また、学校、警察署、児童相談所等によるサポートチームを結成するなど、地域における支援システムづくりを促進します。【保健福祉部、教育委員会、警察本部】

(21) 犯罪被害者等支援機関の連携及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

被害者の相談や保護に当たり、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察署、児童相談所等が連携・協力して対応するため、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。

また、児童生徒等からの相談に適切に対応できるよう、校内外における相談体制の充実に努めるとともに、犯罪被害の防止と犯罪被害者が置かれている状況等の周知理解のため、学校保健・学校安全等の研修会を通して教職員の資質向上を図ります。【復興防災部、保健福祉部、教育委員会、警察本部】

- (22) 犯罪被害者等の児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進
市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）との連携を通して、不登校となった犯罪被害者等の児童生徒を支援します。【教育委員会】
- (23) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実
医療機関等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実強化するとともに、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する適切な情報提供を促進します。【復興防災部】
- (24) 相談対応における情報提供
精神保健福祉センター及び保健所が実施する相談対応において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供等を適切に行います。【保健福祉部】
- (25) 警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨
犯罪被害者等に対する情報提供等、警察署等において必要な支援が確実に実施されているかを検証し、好事例については、他警察署等に紹介する等、勧奨に努めます。【警察本部】
- (26) 「被害者の手引」の内容の充実等
「被害者の手引」において、各種制度による保護・支援や被害の回復についての情報を掲載するなど、内容の充実を図り、犯罪被害者等だけでなく、犯罪被害者等支援のための制度の説明や関係機関との連携を推進する上で有効に活用します。【警察本部】
- (27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知
犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。【復興防災部、警察本部】（再掲 P10(2)）
- (28) 性犯罪・性暴力被害者による情報入手の利便性の向上
性犯罪被害相談電話につながる全国共通電話番号「#8103（ハートさん）」や「#8891（はやくワンストップ）」に関する広報、性犯罪・性暴力被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪・性暴力被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めます。また、事件化を望まない性犯罪・性暴力被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体

に提供するなど、性犯罪・性暴力被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるように一層努めます。【復興防災部、警察本部】

(29) 日本司法支援センターとの連携と県民への周知

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。【復興防災部、警察本部】（再掲 P10(1)）

(30) 自助グループ²²の紹介等

犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行います。【警察本部】

(31) 犯罪被害者等支援施策のホームページの充実

犯罪被害者等支援のためのホームページについて、随時情報を更新するなど、県民に対する情報提供の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】

(32) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援

海外で犯罪被害に遭った邦人及びその家族に対し、関係機関・団体と連携し、帰国後における支援を推進します。【警察本部】

2 支援に携わる者の研修体制の充実と人材の養成

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に携わる者が犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、配慮に欠けた言動や無理解による二次被害を生じさせないようにすることが重要です。

そのため、犯罪被害者等の心情の理解や心身の健康を回復させる方法等に関する専門的知識と技能向上のための研修会等の充実や、人材の養成等を図っていく必要があります。

《具体的施策》

(1) 犯罪被害者等支援に携わる職員等に対する研修の充実

採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師及び臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図ります。【警察本部】

²² 自助グループ

事件・事故に遭った被害者やその家族、遺族が集まり、同じような体験を持つ者同士で思いや感情を語り合うことによって、自分本来の生きる力を取り戻そうとする取組。また、その組織。

- (2) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得
犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、必要な専門技術等を修得できるよう努めます。
【警察本部】
- (3) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実
虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を目的とした研修の充実を図ります。【保健福祉部】
- (4) 職員等に対する研修の充実等
犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため県の関連部局担当職員に対する研修会を実施します。
また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。【復興防災部】（再掲 P20(1)カ）
- (5) コーディネーター等民間支援員の養成への支援
民間の犯罪被害者等支援の団体が行うボランティア等の研修、研究会等へ講師を派遣し、ボランティア等の育成を支援します。【復興防災部、警察本部】（再掲 P23(7)）
- (6) 学校内における連携及び相談体制の充実
ア 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、県内の公立学校にスクールカウンセラーを配置し、また、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。また、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対する心のサポートに係る資質・能力の向上を図ります。【教育委員会】（再掲 P26(19)ア）
イ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。【教育委員会】（再掲 P26(19)イ）

3 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、病院、裁判所、弁護士等への付添い等きめ細かな直接的支援活動を行っており、犯罪被害者等にとって欠くことのできない存在であることから、民間支援団体の支援員の確保や安定した活動を支えるための支援が必要である。

《具体的施策》

(1) 民間の犯罪被害者等支援団体への支援の充実

ア 民間の犯罪被害者等支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。【復興防災部、教育委員会、警察本部】

イ 民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の支援に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。【復興防災部、警察本部】

(2) 民間の犯罪被害者等支援団体の活動への支援及び広報等

民間の犯罪被害者等支援団体が開催するシンポジウムや講演会に後援等をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。【復興防災部、警察本部】

(3) 特定非営利活動促進法の適切な運用と犯罪被害者等への情報提供

犯罪被害者等の援助を行う団体を含む民間非営利団体からの法人格取得申請等に対して、同法の適切な運用を行います。また、県内のNPO法人一覧を県ホームページに掲載し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援を行う団体等の情報を提供します。

【環境生活部】

(4) 民間の犯罪被害者等支援団体との連携・協力の強化

児童虐待や配偶者からの暴力の被害者等の保護について、配偶者暴力相談支援センター、福祉総合相談センター、児童相談所、警察、民間の犯罪被害者等支援団体等との一層の連携を図ります。【復興防災部、保健福祉部、教育委員会、警察本部】

(5) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

犯罪被害者等早期援助団体に対して適切な支援活動が行われるよう、必要に応じ、改善命令をはじめとする指導を行います。【公安委員会】

第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 県民理解増進のための広報等の取組の推進

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の配慮に欠けた対応による二次被害のため、立ち直りが遅れる場合があります。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏が確保されるよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況等について、教育活動、広報啓発活動等を通じて、県民の理解を深めることが必要です。

《具体的施策》

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

「生徒指導リーフ」シリーズ（平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成）を各学校へ紹介し、生徒指導の一層の充実につなげるとともに、家庭や地域社会等と連携して、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。

また、全公立学校における「心とからだの健康観察」の取組の一環として、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方受け止め方教育を行います。【教育委員会】

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

岩手県人権教育基本方針（平成26年3月）に基づき、学校教育指導指針に人権教育の推進を位置付けたり、人権教育研究推進事業により、研究指定を行い、その成果を各学校に還元するなど、人権が尊重される学校・学級・授業づくりを支援します。【教育委員会】

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

警察などの関係機関や地域社会、家庭と連携して、非行防止教室等を開催するなど、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。【教育委員会】

(4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改定 文部科学省）及び「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月 文部科学省）を、市町村教育委員会及び学校に送付するとともに、各種研修会や会議等で紹介することにより、その活用を促し、学校における早期発見と適切な対応に係る理解促進に努めます。【教育委員会】

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

子どもや若者を性犯罪・性暴力の当事者にしないための「生命（命）の安全教育」の教材（令和3年4月 文部科学省）を各公立学校に資料送付し、その教材や指導の手引き等を活用して児童生徒に指導するよう促すことで、学校における指導の充実を図ります。【教育委員会】

(6) 家庭教育支援の充実

家庭教育に関する情報をホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村の家庭教育担当者等を対象とした研修会を開催し、家庭教育支援の充実に努めます。【教育委員会】

(7) 中学生・高校生等を対象とした講演会の実施

犯罪被害者等が体験を直接講演する「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、県民に犯罪被害の実態や命の大切さへの理解を深めてもらうことにより、地域社会における被害者支援の気運を醸成していきます。【復興防災部、教育委員会、警察本部】

(8) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報啓発事業の実施

「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせて、市町村や犯罪被害者等支援団体と連携し、犯罪被害者等への理解と支援に係る啓発事業を開催するとともに支援に必要な情報提供を行うなど普及啓発を行います。【復興防災部、警察本部】

(9) 県民に対する効果的な広報啓発活動の実施

広報用ポスター、リーフレット等を配布し、相談窓口等の情報提供に努めるほか、セミナー、フォーラム等の開催、広報誌等を活用して情報提供を行います。【復興防災部、警察本部】

(10) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

ア 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。【復興防災部、保健福祉部、警察本部】

イ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携するとともに、誹謗中傷を行わないための広報啓発活動を強化します。【復興防災部、警察本部】

(11) DV被害者等支援のための情報提供

啓発資料の作成・配布や県のホームページ・新聞等の各種広報媒体を活用するほか「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く県民への広報啓発を行います。【復興防災部、保健福祉部】

(12) 若年層に対する広報・啓発活動

若年層が暴力をはじめとする犯罪等の加害者にも被害者にもならないようにするため若年層向けのパンフレットの配布等を通し、若年層に対する予防啓発の取組を推進します。【復興防災部、保健福祉部】

(13) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

ア 「児童虐待防止推進月間（11月）」、「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」、「人権週間（12月4日～10日）」等、関連する啓発期間において、犯罪

被害者等を支えるための広報啓発を行います。【復興防災部、保健福祉部】

イ 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配慮した啓発事業の展開や、交通事故相談機関等における被害者救済対策の周知に努めます。【復興防災部、環境生活部】

(14) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア 民間の犯罪被害者等支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間の犯罪被害者等支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進します。【復興防災部、警察本部】

イ ホームページでの犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。【復興防災部、警察本部】

ウ 各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努めます。【警察本部】

エ 社会貢献活動に取り組む企業の理解・協力を得て、犯罪被害者等支援活動全般を啓発周知し、さらに社会的認識を高めることにより、犯罪被害者等の心理的抑圧を軽減し、顕在化・事件化が進捗するとともに、犯罪等の抑止にもつながるよう努めます。【復興防災部】

(15) 犯罪被害者等に関する情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。【警察本部】
(再掲 P18(5)イ)

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなど、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努めます。【警察本部】

(17) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進

運転免許の取得時等、各種講習会において、交通事故被害者等の体験等を含むビデオ、手記などを活用し、県民理解の増進に努めます。【警察本部】

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

県民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよ

う、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図ります。【警察本部】

【参考資料】

分野ごと関係部局・関連相談窓口・関係機関等一覧

分野	部局	関連相談窓口	関係機関等
犯罪被害等全般	復興防災部、保健福祉部、警察本部	法テラスコールセンター犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714)	法テラス岩手、(公社)いわて被害者支援センター等
交通事故・損害賠償請求関係	復興防災部、環境生活部、警察本部	県民生活センター交通事故相談(019-624-2244) (公財)日弁連交通事故相談センター(0570-078325) (社)日本損害保険協会盛岡自動車保険請求相談センター(019-651-4495)	岩手県立県民生活センター、(独)自動車事故対策機構、(公財)交通遺児等育成基金、(公財)交通遺児育英会等
子ども・女性・若者関係	復興防災部、環境生活部、保健福祉部、警察本部	はまなすサポートライン(019-601-3026) 配偶者暴力相談支援センター(019-629-9610) こども家庭テレフォン(019-652-4152) 思春期保健相談ホットライン(0197-51-7173) 青少年なやみ相談室(019-606-1722) ヤングテレホン(0800-000-7867・2400) 性犯罪被害相談(019-621-3750) 子どもの人権110番(0120-007-110)	児童相談所、福祉総合相談センター、岩手県男女共同参画センター、もりおか女性センター、(公社)いわて被害者支援センター、青少年活動交流センター等
悪質商法・不当請求等関係	環境生活部、警察本部	県民生活センター消費生活相談(019-624-2209)	岩手県立県民生活センター
学校教育関係	教育委員会	24時間子供SOSダイヤルいじめ相談電話(0120-078-310)、ふれあい電話(0191-26-1419)	
家庭教育関係	教育委員会	すこやかダイヤル電話相談(0198-27-2134)	生涯学習推進センター
司法手続き関係	警察本部	警察安全相談(#9110) 犯罪被害者支援ホットライン(019-622-6236) 犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714) 無料法律相談(0570-078374)	法テラス岩手、岩手弁護士会、盛岡地方検察庁等
暴力団被害関係	警察本部	暴力団相談専用電話(019-624-8930)	(公財)岩手県暴力団追放推進センター
障がい関係	保健福祉部	岩手県障がい者110番相談室(019-639-6533)	岩手県障がい者社会参加推進センター
高齢者関係	保健福祉部	シルバー110番(0120-84-8584)	岩手県高齢者総合支援センター
こころの相談関係	保健福祉部	こころの相談電話(019-622-6955) 盛岡いのちの電話(019-654-7575)	精神保健福祉センター、(社福)盛岡いのちの電話等

県の窓口	部局	相談窓口	電話番号
	岩手県復興防災部消防安全課県民安全担当	関係機関への連絡窓口	019-629-6871
	岩手県警察本部警務部県民課被害者支援室	具体的支援についての窓口	019-653-0110

【参考資料】

各市町村の犯罪被害者支援窓口一覧

番号	市町村名	相談窓口	電話番号
1	盛岡市	保健福祉部地域福祉課福祉企画係	019-626-7509
2	宮古市	市民生活部環境生活課市民相談室	0193-68-9081
3	大船渡市	生活福祉部市民環境課市民生活係	0192-27-3111
4	花巻市	市民生活部市民生活総合相談センター	0198-41-3550
5	北上市	まちづくり部地域づくり課生活安全係	0197-72-8301
6	久慈市	生活福祉部生活環境課生活安全係	0194-54-8003
7	遠野市	市民センター市民協働課	0198-62-4411
8	一関市	市民環境部生活環境課市民生活係	0191-21-8342
9	陸前高田市	市民協働部まちづくり推進課	0192-54-2111
10	釜石市	市民生活部生活環境課市民生活係	0193-27-8451
11	二戸市	総務部防災安全課	0195-23-3117
12	八幡平市	防災安全課地域安全係	0195-74-2111
13	奥州市	市民環境部生活環境課生活安全係	0197-24-2111
14	滝沢市	健康福祉部地域福祉課	019-656-6516
15	雫石町	防災課消防交通グループ	019-692-6410
16	葛巻町	総務課庶務係	0195-66-2111
17	岩手町	総務課	0195-62-2111
18	紫波町	企画総務部消防防災課	019-672-2111
19	矢巾町	福祉課生活相談係	019-611-2575
20	西和賀町	町民課	0197-85-2111
21	金ヶ崎町	生活環境課	0197-42-2112
22	平泉町	町民福祉課	0191-46-5562
23	住田町	町民生活課生活係	0192-46-2113
24	大槌町	町民課町民生活班	0193-42-8713
25	山田町	町民課地域安全係	0193-82-3111
26	岩泉町	総務課総務文書係	0194-22-2111
27	田野畑村	総務課	0194-34-2111
28	普代村	総務課消防防災係	0194-35-2111
29	軽米町	健康福祉課福祉担当	0195-46-4736
30	野田村	住民生活課住民生活班	0194-78-2928
31	九戸村	総務企画課	0195-42-2111
32	洋野町	町民生活課生活安全係	0194-65-5914
33	一戸町	総務課消防交通係	0195-33-2111

